

# 移入種から自然環境を保全している地区の管理事例 ( ガラパゴス諸島における管理 )

## 1 . ガラパゴス諸島における移入種

ガラパゴス諸島\*1は、1535年の発見以来、ヤギをはじめとするさまざまな移入種の侵入を受け、対策に苦慮してきた。

近年の旅行者と搬入物資の増加につれ、新たな移入種が急速に増えつつある。1999年までに、植物475種、動物324種の移入種が確認されている。

## 2 . ガラパゴス特別法の制定

1998年3月、エクアドル国会で承認。「ガラパゴス諸島の陸域、海域の生態系と生物多様性の維持」が目的。移入種による危険を防止し縮小することが明記されている。

旅行者の入島税(南米以外の外国人は100ドル)の5%を検疫に充てること決められている。

## 3 . ガラパゴス検疫システム(SICGAL:シカール)

1999年より開始。

検査対象は航空貨物や乗客の手荷物及び船舶(ガラパゴス諸島に入る貨物船、ツアーボート、国際客船、海軍船)。

移入種の侵入を阻止するため、搬入できる品目は1999年に制定された一般規則により規定されている。

規定に違反したものは持主が本土に持ち帰るか、没収して焼却処分\*2。

## 4 . 観光客に対する検疫体制

空港における「手荷物検査」を入国審査の後に実施。

- ・マットで靴の泥を拭う。
- ・検査官が全ての手荷物を開け、一般規則に反するものがないかどうかを確認し、検疫済みのタグを取り付ける。
- ・タグは旅行中、手荷物に付けておく必要がある。

\*1: エクアドル領ガラパゴス諸島は、エクアドルの沖1,000kmの位置にあり、大小合わせて19の島と岩礁から成る。

総面積は約7,900km<sup>2</sup>で四国の半分程度。最大の島イザベラ島は約4,600km<sup>2</sup>。

\*2: 没収品目は果物、生花、観用植物、海産物が多い。

## 環境保護に関する南極議定書（平成9年12月18日 条約第14号）

### 第1条 定義

この議定書の適用上、

- (a) 「南極条約」とは、1959年12月1日にワシントンで作成された南極条約をいう。
- (b) 「南極条約地域」とは、南極条約第6条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。

### 第9条 附属書

- 1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。
- 2 附属書 から附属書 までの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第9条の規定に従って採択され、効力を生ずる。
- 3 ~ 5 （省略）

### 附属書 南極の動物相及び植物相の保存

#### 第4条（非在来種、寄生虫及び疾病の持ち込み）

- 1 許可証による場合を除くほか、南極条約地域に在来でないいかなる動物又は植物の種も、同地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んで서는ならない。
- 2 犬については、陸地又は氷棚に持ち込んで서는ならないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、1994年4月1日までに除去しなければならない。
- 3 1の許可証については、この附属書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持ち込みを許可するために発給するものとし、種、数並びに適当な場合には年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在来の動物相及び植物相との接触を防ぐためにとるべき予防措置を明記する。
- 4 1及び3の規定により許可証が発給されている植物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の動物相若しくは植物相に対する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このような義務を明記する。同地域に持ち込まれた同地域に在来でない他の植物又は動物（これらの子孫を含む。）については、これらの植物又は動物が在来の植物相又は動物相に対しいかなる危険も及ぼさないと判断されない限り、除去し、又は生殖不能にするため焼却による処分若しくはこれと同様に効果的な方法による処分を行う。
- 5 この条のいかなる規定も、食物の南極条約地域への持ち込みについては、適用しない。ただし、いかなる生きている動物も、食用のため同地域に持ち込んで서는ならず、すべての植物並びに動物の部分及び製品は、慎重に管理された状態に保ち、並びに附属書 及びこの附属書の付録Cに従って処分する。
- 6 各締約国は、在来の動物相及び植物相に存在しない微生物（例えば、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類）の持ち込みを防止するために予防措置（この附属書の付録Cに定める措置を含む）がとられることを義務付ける。

## 付録B 動物及び植物の持込み

次に掲げる動物及び植物については、第4条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

(a) 栽培用の植物

(b) 実験用の動物及び植物（ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。）

## 付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置

1 家きん。いかなる生きている家きんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んで서는ならない。調理用に処理された家きんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前に、ニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病の検査を受ける。消費されない家きん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。

2 滅菌されていない土壌の持込みについては、実行可能な限り、避ける。

## 附属書 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

( 省 略 )

南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年5月28日 法律第61号）

第14条

何人も、環境省令で定める検査を受けている場合その他環境省令で定める場合を除き、生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。）を南極に持ち込んで서는ならない。

2 何人も、南極地域においては次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること（略）。

二 次に掲げる場合以外の場合において、生きている生物（ウイルスを含む。）を南極地域に持ち込むこと（確認行為に該当するものを除く。）

イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合

ロ イに掲げるもののほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として環境省令で定める場合

三 前項又は前2号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為（特定活動に係る行為又は確認行為を除く。）

3 南極地域に動植物（これらの個体の一部及び加工品を含む。）を持ち込んだ者は、南極地域の動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないように、当該動植物を適切に管理するように努めなければならない。

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年9月29日 総令61）

第20条（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）

法第14条第1項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。以下この条において同じ。）が家きんのものである場合とする。

一 ニューカッスル病、結核病及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合

二 環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合

2 法第14条第1項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又はカニス属の種の個体以外のものである場合とする。

第21条（生きている生物の持込みが禁止されない場合）

法第14条第2項第2号ロの環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 南極地域に持ち込む生きている生物（ウイルスを含む。）が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合

二 南極水産動植物採捕の用に供するために持ち込む場合

三 人体内に通常あり、又は人体若しくは船舶その他の物件に通常付着している生きている生物を持ち込む場合